

「放送ネットワーク整備支援事業  
(地上基幹放送ネットワーク整備事業)」  
実施マニュアル

(Ver.7.0)

平成30年6月  
総務省  
情報流通行政局  
地上放送課

## 【 目 次 】

I 総論 ······	1
「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」	
実施マニュアルの位置づけ ······	1
II 交付申請事務マニュアル ······	2
1 事務のフローチャート ······	2
2 「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」 の内容 ······	3
3 交付額 ······	5
4 事業実施期間 ······	5
5 補助対象範囲・経費 ······	5
6 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け ······	12
7 交付申請書の作成と確認のポイントについて ······	13
8 その他 ······	16
9 耐震性の確保について ······	16
10 書類の提出 ······	16
III 交付決定 ······	29
1 交付先の決定方法 ······	29
2 追加資料の提出等 ······	29
3 申請内容の確認・採択・修正 ······	29
4 交付手続き ······	29
5 事業の実施 ······	29
6 報告 ······	30
IV 交付決定後について ······	31
1 契約について ······	31
2 計画変更等について ······	32
3 差金回収について ······	34
V 実績報告事務マニュアル ······	35
1 実績報告書の作成について ······	35
2 経理等について ······	38
VI Q & A ······	51

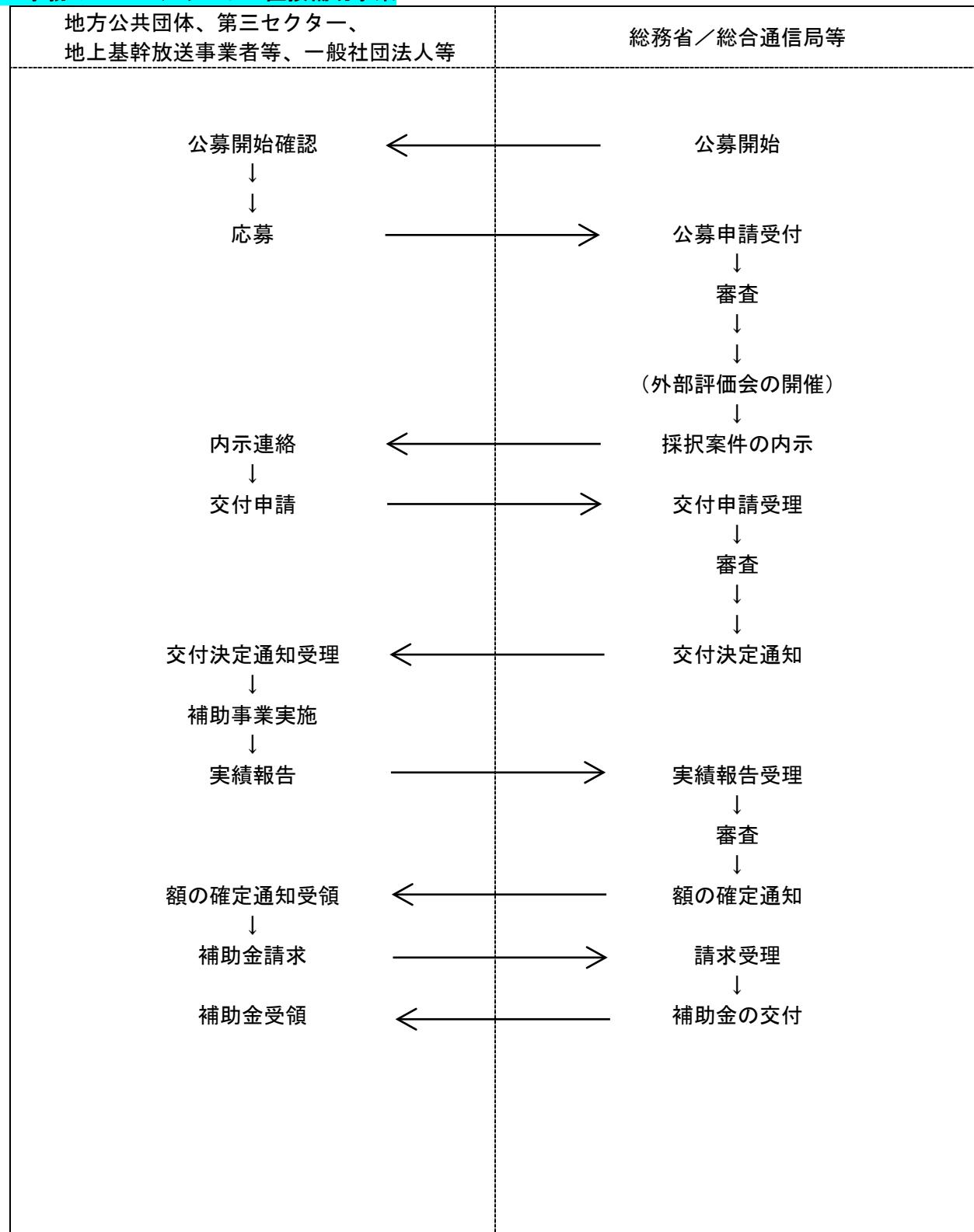
## I 総論

「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」実施マニュアルの位置付け

本実施マニュアルは、「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」（以下「本事業」という。）の事務の執行に当たり関係者が留意すべき点を取りまとめたものである。本事業の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（平成29年総情域第9号。以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施マニュアルに基づいて実施するものとする。

## II 交付申請事務マニュアル

### 1 事務のフローチャート 直接補助事業



## 2 「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」の内容

本事業の内容については、交付要綱第3条において以下のとおり定義しているところ。

### (1) 放送ネットワーク整備支援事業

#### ①地上基幹放送ネットワーク整備事業

都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から、予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備送信設備、予備電源設備その他の予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備を行う事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が行うものをいう。

本事業の対象となる事業主体は都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等（地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者（地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に限る。）若しくは地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者の連携主体）又は一般社団法人等（一般社団法人又は一般財団法人）とする。また、対象事業は以下の施設・設備の整備とする。（受信障害対策中継放送関係の設備については対象外とする。）

### (1) 予備送信設備等の整備

#### ① 予備送信設備の整備

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第12号に規定する放送局の送信設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備。

※ 予備送信所を新たに整備する場合、既存の予備送信所のカバーエリアを拡大する場合、既存の送信所において予備送信機（代替送信機）を新たに整備する場合のみを対象とする。ただし、予備の機器として、中継局における親局と異なる放送番組の放送（以下「中継局放送」という。）を行う場合の中継局の設備を新たに整備する場合は対象とする。

#### ② 予備番組送出設備の整備

放送法施行規則第2条第11号に規定する番組送出設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備。

※ 予備番組送出設備を新たに整備する場合のみを対象とする。ただし、中継局放送を行う場合の中継局の演奏設備を新たに整備する場合は対象とする。

#### ③ 予備中継回線設備の整備

放送法施行規則第2条第14号に規定する中継回線設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備。

※ 予備中継回線設備が整備されていない中継回線設備について、新たに整備する場合のみを対象とする。

#### ④ 予備電源設備の整備

放送局の送信設備、番組送出設備又は中継回線設備について、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするための自家用発電機（燃料タンクを含む。）又は蓄電池の整備。

※ 原則として、予備電源設備が整備されていない施設について、新たに整備する場合のみを対象とする。ただし、既存の予備電源設備の電力供給時間を長時間化するための設備（燃料タンク、発電機等）の増設は対象とする。

## (2) 補完送信所等の整備

### ① 送信所の移転

放送局の送信設備が以下のいずれかに該当する場合であって、自然災害の影響を回避することを目的として、当該放送局の送信設備と比べて自然災害の影響を受けにくく認められる場所に当該放送局の送信設備に変えて新たに開設する送信所の整備（当該放送局の送信設備の撤去は含まない。）

ア 既存の放送局の送信設備が以下の地域に立地している場合であって、かつ、当該放送局の送信設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い場合

（ア）都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域

（イ）河川敷内又は水防法に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）内にあり、洪水による被害が想定されている地域

（ウ）送信所が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域

（エ）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域

（オ）都道府県等が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域

（カ）上記のほか、法令又は条例等に基づき、都道府県又は市町村が特定した自然災害により送信所が大きな被害を受ける可能性が高い地域（当該都道府県又は市町村と放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信所に係る移転の必要性が盛り込まれている場合に限る。）

イ 放送対象地域の沿岸の大部分において高い津波等の被害が予想される場合

### ② 補完送信所の整備

災害対策としてのAMラジオ放送のFM補完中継局の整備（FM補完中継局の整備目的が災害対策以外の場合であっても、当該FM補完中継局が災害対策としてのFM補完中継局の要件を満たす場合は補助の対象とする。）

## (3) 緊急地震速報設備等の整備

### ① 緊急地震速報設備の整備

気象庁が発表する緊急地震速報を速やかに放送するための設備の整備

※ 原則、緊急地震速報設備を新たに導入する場合のみを対象とする。ただし、緊急地震速報を高速化するための設備整備は対象とする。

### ② 緊急警報放送設備の整備

無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2第1項に規定する緊急警報信号の放送を行うための設備の整備

※ 緊急警報放送設備を新たに導入する場合のみを対象とする。

### ③ 緊急割込放送設備の整備

自治体の要請に基づき放送事業者が必要と認めたときに自治体が放送中の番組に割り込んで災害関連情報の提供を行うための設備の整備

※ 緊急割込放送設備を新たに導入する場合のみを対象とする。

### 3 交付額

額	対象
補助対象経費の2分の1に相当する額	都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体
補助対象経費の3分の1に相当する額	第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等

算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### 4 事業実施期間

#### (1) 単年度事業

補助事業は単年度事業である。したがって、原則年度内に事業が完了していかなくてはならない。この場合、補助事業の完了日とは、工事の検査を完了した日を指し、単に工事が完了するだけではなく、整備された施設・設備を用いて放送サービスを提供できる見通しがたっている状態であることをいう。

#### (2) 年度内執行について

補助事業は交付申請書に記載した完了年月日までに終えることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第7条第1項第5号及び交付要綱第10条（事故の報告）に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点で速やかに総務大臣に上記の事故報告を提出し指示を受けること（合理的な説明を求められることがあるので、事前に総務省に相談すること。）。

### 5 補助対象範囲・経費

#### (1) 補助対象範囲の考え方

「補助対象設備」、「補助対象経費」については、交付要綱第4条及び別表で以下のとおり規定されている。

#### 別表

事業の区分	交付対象	内容
3. 放送ネットワーク整備支援事業	地上基幹放送ネットワーク整備事業	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送信所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 局舎</li><li>② 鉄塔</li><li>③ 外構施設</li><li>④ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</li><li>⑤ 送受信アンテナ</li><li>⑥ 送受信機</li><li>⑦ 中継回線設備</li><li>⑧ 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。）</li><li>⑨ 電源設備</li><li>⑩ 監視制御・警報・測定装置</li></ul> <p>(イ) 予備送信設備</p> <p>(ウ) 予備電源設備</p> <p>(エ) 予備中継回線設備</p>

事業の区分	交付対象	内容
		<p>(才) 予備番組送出設備          (カ) 緊急地震速報設備          (キ) 緊急警報放送設備          (ク) 緊急割込放送設備          (ケ) その他事業を実施するために必要な経費          (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費          (3) 附帯工事費</p>
	用地取得費・道路費	<p>(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）          (2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）          (2) その他事業を実施するために必要な経費</p>

具体的に、本事業においては、補助対象設備及び補助対象経費を以下のとおりとする。

#### ① 施設・設備費

##### 事業に必要な施設・設備の設置等に要する経費

メニュー	内容及び施設・設備例
(ア) 送信所	
① 局舎	<p>放送の送受信及び中継等の拠点となる局舎施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送設備を収容する局舎（屋根、壁、床、基礎がある建物施設又は収用シェルター）</li> <li>放送設備を収容するボックス（鉄塔や電柱などに取り付けるものを含む）</li> </ul> <p>対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>局舎及びボックスを新設する工事（基礎工事、局舎建設工事、屋根防水工事、内装工事、ラダー工事、照明・コンセントなど電気配線工事、接地工事、換気扇・空調工事、消火設備等）</li> <li>既存局舎及びボックスを改修・増設する工事（間仕切り工事、放送設備を収容するためのスペース拡張工事、その内装改修工事、ラダー改修・移設・増設工事、照明・コンセントなど電気配線改修・移設・増設工事、接地工事、換気扇・空調工事などの設備改修・移設・増設工事、消火設備の改修・移設・増設工事、局舎の強度補強工事、その他既存設備を改修・移設する工事等）</li> </ul>
② 鉄塔	<p>放送の送受信及び中継等の拠点となる鉄塔施設</p> <p>対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔の新設工事：鉄塔を新設する工事（最低限必要な機能、構造が対象となる）</li> <li>既存鉄塔の改修工事：既存鉄塔を使用するために改修する工事</li> <li>既存鉄塔の強度補強工事：既存鉄塔の強度確保するための改修工事</li> </ul>
③ 外構施設	局舎及び鉄塔施設を使用するために必要な柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装、防草対策（防草シート等）、取り付け道路整備
④ 受電設備	電力会社等から電源供給された電源を、放送の送受信及び中継等に安定使用

	(電力引込み送電線を含む。)	するための設備 ・ 受電柱、高圧受電設備、受電盤、配電盤、分電盤、変圧トランス、耐雷設備等
⑤ 送受信アンテナ	放送の送受信及び中継等に必要となるアンテナ設備 ・ 送信用アンテナ（スーパーターンスタイルアンテナ、双ループアンテナ、八木アンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置、空中線切り替え装置、上・下給電装置等） ・ 受信用アンテナ（八木アンテナ、リングアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等） ・ 中継用アンテナ（パラボラアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等） ・ 既設送受信アンテナを共用するために必要な設備（空中線共用装置等）	
⑥ 送受信機	放送の送受信等に必要となる送受信設備 ・ 信号生成装置（レベル調整装置）、変調器、受信装置、周波数変換装置、電力增幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等	
⑦ 中継回線設備	放送の中継等に必要となる中継回線設備 ・ 中継送受信装置、周波数変換装置、電力增幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等	
⑧ 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。）	放送の中継等に必要となる伝送用専用線設備 ・ 回線終端装置、伝送線路設備（光ファイバー、同軸ケーブル）、回線交換装置、ルーター、L2/L3 スイッチ、保安装置等	
⑨ 電源設備	放送の送受信及び中継等に必要となる電源設備 ・ 耐雷トランス、整流電源装置、安定化電源装置、高調波フィルター、無停電電源装置、蓄電池、非常用発電装置、電源切り替え盤、燃料タンク等	
⑩ 監視制御・警報・測定装置	放送の送受信及び中継等に必要となる監視制御・警報・測定装置 ・ システム監視制御装置、システム警報装置、アラーム通報装置、遠隔監視装置、空中線監視装置、放送番組モニター、電力監視計、測定装置等	
(イ) 予備送信設備	放送局の送信設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備（予備送信所の整備又は既存送信所における予備送信機の整備に限る。ただし、中継局放送を行う場合の中継局の設備を新たに整備する場合は対象とする。） ・ 局舎：(ア) 送信所①局舎の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 鉄塔：(ア) 送信所②鉄塔の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 外構施設：(ア) 送信所③外構施設の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）：(ア) 送信所④受電設備の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 送受信アンテナ：(ア) 送信所⑤送受信アンテナの内容及び施設・設備例に準ずる ・ 送受信機：(ア) 送信所⑥送受信機の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 中継回線設備：(ア) 送信所⑦中継回線設備の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 伝送用専用線：(ア) 送信所⑧伝送用専用線の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 電源設備：(ア) 送信所⑨電源設備の内容及び施設・設備例に準ずる ・ 監視制御・警報・測定装置：(ア) 送信所⑩監視制御・警報・測定装置の内容及び施設・設備例に準ずる	

	(予備送信所とは、本線系送信所を代替することができる予備送信所の機能として、本線系送信所放送区域の範囲内をカバーするもの)
(ウ) 予備電源設備	放送局の送信設備、番組送出設備又は中継回線設備について、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするための自家用発電機（燃料タンクを含む。）又は蓄電池の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無停電電源装置、蓄電池、非常用発電装置、電源切り替え盤、燃料タンク等</li> </ul>
(エ) 予備中継回線設備	中継回線設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継回線設備：(ア) 送信所⑦中継回線設備の内容及び施設・設備例に準ずる</li> <li>・ 伝送用専用線：(ア) 送信所⑧伝送用専用線の内容及び施設・設備例に準ずる</li> <li>・ S T L設備、T T L設備、放送波中継回線設備、有線伝送設備等</li> </ul>
(オ) 予備番組送出設備	番組送出設備について、その機能を代替することができる予備の機器の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 演奏設備、自動番組送出装置、監視モニター設備、遠隔制御装置等</li> </ul>
(カ) 緊急地震速報設備	気象庁が発表する緊急地震速報を速やかに放送するための設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急地震速報受信サーバ・情報配信サーバ、緊急地震速報作画装置、緊急地震速報通報装置、送出装置、自動アナウンス装置、チャイム音発生装置、監視装置、確認モニター装置等</li> </ul>
(キ) 緊急警報放送設備	緊急警報信号の放送を行うための設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急警報信号発生器、作画装置、緊急警報通報装置、送出装置、自動アナウンス装置、チャイム音発生装置、監視装置、確認モニター装置等</li> </ul>
(ク) 緊急割込放送設備	自治体が放送中の番組に割り込んで災害関連情報の提供を行うための設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番組割込み装置、送出装置等</li> </ul>
(ケ) その他事業を実施するために必要な経費	—
上記に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費	交付要綱別紙のとおり。
附帯工事費	事業の工事全般に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注）</li> <li>○施工・構築費（注）</li> <li>○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、N T T柱等）等の改修・補強に係る費用</li> <li>○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）</li> </ul>

(注) 調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

## ② 企画・開発費

事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

メニュー	内容及び具体例
ソフトウェア購入費	事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用（パッケージ購入費、ライセンス費 等） II 5一別紙参照
その他事業を実施す	ソフトウェア改修費（予備送信設備、予備中継回線設備、予備番組

るために必要な経費	送出設備、緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備などを機能させるために必要となる既存放送ソフトウェアの改修等) 等
-----------	--

## (2) 補助対象とならない経費等

① 交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、補助事業の目的に沿わないもの	
② 交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、使用目的や効果が不明確なもの	
③ 事業完了の翌年度内において供用されない設備	
④ 交付決定前に実施した工事費用等	<p>事前着工（注）した工事費用。</p> <p>（注）交付決定日より前に締結された契約（※）及び工事着工をいう。</p> <p>（※）「交付決定日前に締結された契約」とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。</p> <p>また、申請書作成のための見積作成費用・現地調査費用等で、交付決定前に行われたものは交付対象とならない。よって、何らかの理由により交付決定日より前に工事に着工する場合は、交付決定日より前に着工した工事の全てを補助対象外とするこ</p> <p>と。</p>
⑤ 消費税	基幹放送事業者等が事業主体の場合には対象外とする。
⑥ 事務費	地方自治体が事業主体である場合の地方事務費等は交付対象外である。
⑦ ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共架料（電柱使用料）</li> <li>○各種機器等の保守・維持管理・修繕費用</li> <li>○管路使用料</li> <li>○電波利用料</li> <li>○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの</li> <li>○送信所用地の賃借料</li> <li>○保守サービス、監視サービス等のサービス加入料金等</li> </ul>

注 工事着工とは

一般的に補助事業において工事を発注する場合、①工事内容を複数の業者に提示、②入札（又は合い見積もりの提出）、③落札者（又は契約者）の決定、④最低価格を提示した業者と契約（契約書の交付）、⑤現場工事に着手、の順に手続きが行われる。この手続き中、①、②及び③は交付決定前に行っても補助対象となるが、④及び⑤は交付決定後に行わなければ補助対象とはならない。

ソフトウェアの補助対象は以下のものとする。

1. パソコン（別表）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンとのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に補助対象とする。

2. サーバ（別表）

補助金事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に補助対象とする。

3. インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、II 5-別表の補助対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、補助対象外ソフトの導入を妨げるものではないが、補助対象及び補助対象外のソフトウェアを合わせて購入する場合は、補助対象となるソフトウェアを区分すること。おって、セキュリティソフトについては、新種のウイルスに対応するため、導入後、一定期間ごとに料金を支払い、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利を更新（又は取得）する仕組みがあるが、このような場合については、財産処分制限期間以上の使用期間が確保できるセキュリティソフトの購入費は補助対象とし、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利のみに係る経費については補助対象外となる。

（注） 「ソフトウェア購入費」、「ライセンス費」とは、CD-ROM等メディアの有無に関わらずソフトウェア（ライセンス）の使用期間の期限が定められていないものについて「ソフトウェア購入費」、ソフトウェア（ライセンス）の使用期間が定められているものであって、提供されている最短の使用期間のものを「ライセンス費」という。なお、ライセンス費については、重複投資とならないように、従前の契約内容を確認すること。

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS：オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS : Uninterruptible Power Supply (無停電電源装置)
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。（個別サーバ用）【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID : Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名：ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
	FireWallソフト (ネットワーク監視ソフト)	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウィルス対策／認証機能】	ウィルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP : File Transfer Protocol
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB (Server Load Balancing) 等
	LDAPソフト	インターネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP : Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス：ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

注：整備（使用）計画を策定する際、整備するソフトについて対象ソフトの「区分」に従って分類する必要があります。区分等に疑義が生じた場合は個別に相談すること。

### (3) 補助対象設備、補助対象外設備を審査する際の基本的考え方

- ① 整備しようとする施設・設備が交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」の達成のために真に必要なものであり、余分なもの、過剰なものを整備していないか。
  - ・ 補助目的に合致しない施設・設備は、例え上記（1）に該当しても、補助対象設備とは認められない。（放送のために必要とは言えないもの、使用時期が未定、使用目的や効果が不明確等）
  - ・ 補助目的に合致する施設・設備であっても、個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に最低限必要となる施設・設備のみを対象とし、他のものは補助対象設備とは認められない。
  - ・ 設備の設置にあたっては放送法関係法令において耐震対策として定める措置を満たすこと。放送法関係法令において耐震対策として定める措置を越える措置は、原則、交付対象としない。放送法関係法令や交付要綱等の趣旨を踏まえて、耐震性を確保する必要性や設置工法について検討すること。
- ② 整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるものであるか。市町村合併などを予定している場合には、整備された施設・設備が新市町村でも引き続き有効活用されるものであるか。
- ③ I C T 関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいものであることから、耐用年数が満了する前に、十分な効果が発揮できなくなるようなものではないか。
- ④ 既存のインフラを有効活用できているか。既設の未利用施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうようなものではないか。
- ⑤ 用地取得費・道路費は、施設の整備に真に必要なものであり、かつ、必要最低限の費用であるか（用地取得費のうち、土地の購入代金については、土地の評価額の上昇可能性に鑑み、原則認めない）。
  - ・ 補助金で整備しようとしている施設に關係のない用地の取得や工事に係る費用が含まれていないように注意すること。
- ⑥ 調査設計費や撤去費は、施設の整備に必要な最低限の費用であるか。
  - ・ 特に調査設計費や撤去費等については、補助金の目的から逸脱していないか、著しく過大となっていないかを確認すること。

## 6 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。

また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり。

### (1) 費用按分

- ① 費用按分が必要なケース
  - ・ 事業目的以外の利用のために機器等の施設・設備を追加整備する場合
  - ・ 事業目的以外のネットワークと相互接続するための機器等の施設・設備を整備する場合
  - ・ その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を補助対象外とする場合） 等
- ② 費用按分の対象経費
  - ・ 単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
  - ・ 出精値引き等（実績報告時）
  - ・ 消費税
  - ・ 消費税仕入控除税額
- ③ 費用按分方法の基本的考え方

- ・ ケースに応じて個別に判断する。

#### (2) 対象施設（設備）で区切る場合

補助事業と併せて、事業内容が同じ事業（いわゆる継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

#### (3) 費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

#### (4) 交付対象外の民放・NHKと共同整備する場合の費用の切り分けの考え方

交付対象外の他局と共同整備する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象設備で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。少額であっても交付対象外の他局に補助金による支援が発生しないように配慮した上で、それぞれの事業内容等を勘案した合理的な方法を採用すること。

### 7 交付申請書の作成と確認のポイントについて

（交付申請にあたっての留意点）

- i 交付申請及びそれに伴う交付決定は補助事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。
- ii 次のような事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要
  - ・ 補助金の額が100万円未満となる事業。

#### (1) 提出書類について

##### ① はじめに

- ア 申請書は正本（交付要綱様式第1号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーしたもの）の2部を提出すること。
- イ 交付要綱様式第1号により作成する申請書、同様式別紙1「補助事業の概要」及び別紙3「工事概要書」、見積書等は内容を必ず一致させること。
- ウ 交付対象外の他局との共同整備を実施する場合は、補助事業と別事業との区分がわかるようすること。また、概要図、見積書等については、対象部分がわかるよう記載又は色分け等をすること。
- エ 交付要綱に定める様式の他、基幹放送事業者等以外が事業実施主体となる場合には、本事業により整備する基幹放送局免許申請、電気通信設備変更許可申請等の確約書を添付すること。

##### ② 申請書の構成について

交付要綱様式第1号に基づき、以下の資料を順番に編さんのこと。

- ア 申請書（交付要綱様式第1号）
- イ 補助事業の概要（交付要綱様式第1号別紙1第1）
- ウ 添付書類 整備計画書（資料1）
- エ 添付資料 契約予定内容に関する調査票（資料3）
- オ 放送エリア図
- カ 補足資料
- キ 補助金以外の事業の経費負担者等
- ク その他参考となる資料
- ケ 見積書（資料2-1、2-2）
  - ・ 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書は、補助事業者が自ら作成すること（工事業者・機器メーカー作成の見積書も添付すること。）

- ・事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「見積書について」を参照すること。
  - ・公募申請時は下見積もり（参考見積）での提出可。ただし、採択の内示から交付申請までは短期間となることから、公募申請時にできる限り正確な事業費算出を行うことが望ましい。
  - ・見積書の記載されている費目が、Ⅱ 5 の「補助対象範囲・経費」のいずれかに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は総務省に相談すること。
- コ 工事概要書（交付要綱様式第1号別紙3）（工事が必要な場合のみ）  
 添付図面 (1)用地付近の見取り図  
 (2)設計の概要図
- サ 補助事業を連携主体が行う場合、次の資料
- ・その連携主体を構成する全団体を列記したもの
  - ・申請書を提出する地方公共団体又は法人が、連携主体の代表団体であることが確認できるもの
- シ 口座設置届出書（資料4）
- ス 免許等申請確約書（資料5）
- セ 参考資料  
 必要に応じてア～サの補足説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。また、補助事業が地方公共団体（県域・広域放送については都道府県、コミュニティ放送については市区町村）の意向を反映したものである場合（地方公共団体が定める国土強靭化地域計画に沿ったものである場合、地方公共団体に事業の必要性を確認したものである場合等）は、その内容がわかる資料（国土強靭化地域計画の抜粋、地方公共団体の確認書等）を添付のこと。  
 例）他局との費用按分を具体的に整理したペーパー（他局との共同整備の場合）、○○○を当該事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めることがある） 等

## （2）申請書及び補助事業の概要の作成について

使用する様式は、それぞれ交付要綱様式第1号、第1号別紙1第1である。

交付要綱様式第1号及び別紙1第1の補助金申請額を記載する欄について、経費区分ごとに千円未満の切り捨てをせず事業費全体の補助率を掛けた額が合計額となるよう、経費区分ごとの補助金額について端数処理（四捨五入等）をすること。

地上基幹放送事業者等が実施主体であって、地方自治体が費用負担する場合については、備考欄にその内容を記載すること。

### 【様式第1号 「補助事業の目的」記載例】

○○送信所及び○○送信所について、商用電源の供給停止への備えとして、予備電源設備を新たに整備すること。

また、○○送信所は、○○市が策定した「洪水ハザードマップ」の浸水想定区域内に立地しており、仮に洪水による浸水があった場合、放送停波に至ることが懸念される。そうした事態を回避するため、新たに予備送信所を整備する。

さらに、緊急警報放送設備を新たに整備し、地域住民に対する正確かつ迅速な警報伝達の実現を図る。

## （3）整備計画書及び添付書類の作成について

資料1及び資料3参照

## （4）見積書の作成について

- ① 表紙
  - ア 申請者名（代表者名）
  - イ 日付
  - ウ 事業名（「○○放送 地上基幹放送ネットワーク整備事業」）と記載すること。

### ① 内訳書について

- ア 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- イ 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
- ・ 補助対象、補助対象外の費目が細かくなる場合には、別表でまとめること。
  - ・ 〇〇一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では〇〇一式という内容での記載は認められない。
- ウ 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- エ 同一事業者が複数局所を整備する場合は、物品単価や工事単価を統一すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- オ 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
- ・ 確認のポイント
    - 他事業者の相見積りを取る ※相見積りに際して取得した資料も添付のこと
    - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
    - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
    - 同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する
- カ 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- キ 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- ク 他事業と費用を按分する場合、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、資料2-1及び資料2-2のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法について、当該マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- ク 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率計上とする場合には、何の基準に基づいているか確認出来る資料を添付すること。率計上によらず必要な経費を積上げる場合は、経費の内訳が確認できるよう、細目を明らかにすること。
- ケ 撤去費・移設費については、既存施設を撤去・移設しなければ新施設の建設事業が実施できないなどの事情が確認出来る資料（交付対象とする撤去工事の範囲が確認できる図面等）を添付すること。なお、アナログ中継局の設備等を撤去する費用は、電波法（昭和25年法律第131号）第78条においてアナログ中継局の免許人に対し空中線等の撤去を義務づけられているため、補助対象とは適切ではない。
- コ 費用の計算の際は、1,000円未満の端数は四捨五入等の基準による切上げ処理はせず、経費区分（施設・設備費／用地取得費・道路費）ごとに切捨て処理を行うこと（表計算ソフトでは表示されている数値とは異なり、自動で切り上げ処理がされる場合があるため注意すること。）。
- サ 工事業者が作成した見積書については、見積書の宛名が補助事業者であること。なお、複数の放送事業者が共同で中継局を整備する場合においても、工事業者が作成する見積書は補助事業者毎に単独の見積書を作成するか、見積書の詳細項目毎に事業者毎の費用を明記させること。

### （5）添付図面について

- ① 添付図面は、補助金で整備する施設・設備の内容を把握できるものとすること。
- ② 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象となる部分と補助対象外となる部分を色分けすること。第〇期工事等と複数の工期がある場合や他事業者と共建の場合は、本補助金によって整備する部分が容易にわかるようにすること。
- ③ 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（配置図、鉄塔、局舎の立面図・平面図、伝送路線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送機器設置図、放送エリア図（コンタ図）等、施設・設備の内容が把握できる資料により構成すること。

- ④ 添付図面に記載された機器等と見積書との整合性（機器名称の統一等）がとれていること。

## 8. その他

「II 2 (2) ②補完送信所の整備」に該当する事業に応募する場合、申請書提出前に提出先である総合通信局等に申請内容について事前相談することとし、総合通信局等の指示に従い、申請書とは別に周波数の割当て検討に必要な資料を提出すること。

## 9. 耐震性の確保について

会計検査院から、平成 29 年 10 月 24 日付で通信・放送ネットワークの耐災害性強化等を目的として実施している補助事業について、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 36 条の規定に基づく改善の処置要求があった。

実施主体においては、補助事業の実施に当たり、放送法関係法令等に基づく耐震対策がより一層徹底されるよう、所要の耐震性確保の検討に配慮し、当該処置要求における検討事例及び留意点を活用すること。

（会計検査院プレスリリース URL）

平成 29 年 10 月 24 日「会計検査院法第 36 条の規定による処置要求」

[http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/29/h291024\\_04.html](http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/29/h291024_04.html)

## 10. 書類の提出

書類の提出は、正本 1 通に副本 1 通、CD-R 等の電子媒体を添えて、申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局等の長あて提出すること。

詳細については II. 8 別紙 1 を参照すること。電子ファイルについては、II. 8 別紙 1 のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

(提出先)

(北海道) 北海道総合通信局情報通信部放送課 〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 12F 電話：011-709-2311(内:4667)／ FAX：011-708-5151 e-mail : houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp	(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 東北総合通信局放送部放送課 〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 電話：ラジオ担当 022-221-0671 テレビ担当 022-221-4710 FAX：022-221-1808 e-mail : hoso-tohoku@ml.soumu.go.jp
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) 関東総合通信局放送部放送課 〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 電話：ラジオ担当 03-6238-1705 テレビ担当 03-6238-1706 FAX：03-6238-1719 e-mail : kanto-hoso@ml.soumu.go.jp	(新潟県、長野県) 信越総合通信局情報通信部放送課 〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 電話：026-234-9939／FAX：026-234-9999 e-mail : shinetsu-digital@ml.soumu.go.jp

<p>(富山県、石川県、福井県)  北陸総合通信局情報通信部放送課  〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60  金沢広坂合同庁舎  電話：ラジオ担当 076-233-4494  テレビ担当 076-233-4492  FAX : 076-233-4499  e-mail : hokuriku-hoso@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)  東海総合通信局放送部放送課  〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目 15 番 1  名古屋合同庁舎第三号館  電話：放送総括担当 052-971-9148  第一テレビジョン放送担当 052-971-9110  FAX:052-971-9394  e-mail : tokai-hoso@soumu.go.jp</p>
<p>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)  近畿総合通信局放送部放送課  〒540-8795  大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 44 号  大阪合同庁舎第 1 号館 4 階</p>	<p>電話：音声放送担当 06-6942-8568  テレビ放送担当 06-6942-8624  F A X : 06-6942-7622  e-mail : onsei-kinki@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)  中国総合通信局放送部放送課  〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36  電話 : 082-222-3384  FAX : 082-502-8153  e-mail : chugoku-hoso@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)  四国総合通信局情報通信部放送課  〒790-8795 松山市味酒町 2 丁目 14-4  電話 : 089-936-5037／FAX : 089-936-5014  e-mail : shikoku-housou@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)  九州総合通信局放送部放送課  〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1  第一放送担当（福岡県、佐賀県、長崎県）  電話 : 096-326-7874  第二放送担当（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）  電話 : 096-326-7875  FAX : 096-326-7867  e-mail : h-hoso@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(沖縄県)  沖縄総合通信事務所情報通信課放送担当  〒900-8795 那覇市旭町 1-9  カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階  電話 : 098-865-2307 FAX : 098-865-2311  e-mail : okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp</p>

本省：〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館

総務省情報流行政局地上放送課企画係 (TEL:03-5253-5949、FAX:03-5253-5794)

**「放送ネットワーク整備支援事業  
(地上基幹放送ネットワーク整備事業)」提出書類一覧表**

以下の書類を管轄する総合通信局等に持参または郵送により提出してください。

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
公募申請書	II 8 別紙2	・ <u>A4版片面印刷</u>	○○00 応募	MS-Word	・ <u>公募申請時のみ提出</u>
交付申請書 (様式第1号)	交付要綱 参照	・ 公印を押印した 申請書の原本を 提出 ・ <u>A4版片面印刷</u>	○○10 申請	MS-Word	・ プリントアウトした時に <u>A4版 2枚</u> となるよう調整
別紙1 第1 地上基幹 放送ネットワーク整備 事業 補助事業の概要	交付要綱 参照	・ <u>A4版片面印刷</u>	○○11 別紙	MS-Word	
上記別紙1 第1に定める添付書類「整備計画書」	資料1	・ <u>A4版片面印刷</u>	○○20 添付01 ○○20 添付02 ...	任意	
上記整備計画書の添付 資料	資料3等	・ <u>A4版片面印刷</u>	○○21 添付01 ○○21 添付02 ...	任意	
交付申請書に定める添付資料「補助事業に要する経費の見積書」	資料2	・ 適宜	○○30 積算01 ○○30 積算02 .	MS-Excel	・ 書類の右肩に <u>資料番号</u> を記載 ・ 資料番号は、 <u>ファイル名の番号</u> と一致。 ※○○30 積算01←ファイル名の番号
上記に関連する工事業者・機器メーカー作成の見積書		・ 写し可	○○30 工事(機 器) 見積 01	任意	
様式第1号別紙3「工事概要書」	交付要綱 参照	・ <u>A4版片面印刷</u>	○○40 工事	MS-Word	
添付図面		・ 適宜	○○41 図面	任意	
<連携主体の場合> 連携主体の構成団体一覧	様式適宜	・ <u>A4版片面印刷</u>	○○70 連携	任意	
<連携主体の場合> 連携主体の代表承認書	様式適宜	・ 公印を押印した 申請書の原本を 提出	○○71 連携	Adobe PDF等	・ 申請主体が <u>連携主体</u> の場合のみ ・ 電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの ・ 代表団体以外の構成団体が押印 ・ 1団体につき1枚でも、全構成 団体で1枚でも可
口座設置届出書	資料4	・ 押印した申請書 の原本を提出	○○80 口座	MS-Word	
免許等申請確約書	資料5	・ 押印した申請書 の原本を提出	○○90 確約	MS-Word	・ 申請主体が地方公共団体等の場 合のみ
参考資料					

※1 すべてA4版で提出すること。ただし、図表等でA4版ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限りA3版で提出すること。

※2 ファイル名の○○の部分は〔申請主体名〕とする。申請主体名は略称で可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例： 総務市10申請.doc

※3 フォーマット形式はWindows OSに対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

番		号
年		月
日		

総務省情報流通行政局長 殿

申請者の名称 代表者氏名

「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」  
公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類（注）を添えて申請します。

- 1 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書
- 2 補助事業の概要
- 3 整備計画書（添付資料を含む。）
- 4 見積書
- 5 工事概要書（添付図面を含む。）
- 6 <連携主体の場合>連携主体の構成団体一覧、連携主体の代表承認書
- 7 その他参考資料

(担当者欄)

所属部署名：  
役職名：  
氏名：  
TEL：  
FAX：  
E-mail

（注）公募申請書類への公印の押印は不要。

## 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）・整備計画書

朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。

申請主体	申請主体名	株式会社〇〇放送
	代表団体の長名	代表取締役社長 総務 太郎
	担当者連絡先	〇〇部〇〇部長 総務一郎 電話：XXX-XXXX-XXXX、メール： <a href="mailto:*****@++.jp">*****@++.jp</a>

事業概要	①事業内容	<p>〇〇送信所及び〇〇送信所については、現在予備電源設備を備えていない。地震等による商用電源の供給停止への備えとして、〇〇送信所には蓄電池装置、〇〇送信所には自家用発電機及び燃料タンクを新たに整備する。</p> <p>また、〇〇県〇〇市に設置されている〇〇送信所は、〇〇市が策定した「洪水ハザードマップ」の浸水想定区域内に立地しており、仮に洪水による浸水があった場合、送信アンテナ基部、送信機等の水没により、放送停波に至ることが懸念される。そうした事態を回避するため、新たに予備送信所を〇〇県□□市に整備する。</p> <p>さらに、緊急警報放送設備を新たに本社マスター設備に整備し、地域住民に対する正確かつ迅速な警報伝達の実現を図る。</p>		
	②事業費	(単位:千円)		
	施設・設備費	事業費(全体) 〇〇〇、〇〇〇	事業費(補助対象) △△△、△△△	補助金申請額 □□□、□□□
	用地取得費・道路費			
	企画・開発費			
	合計	〇〇〇、〇〇〇	△△△、△△△	□□□、□□□

## 1. 予備送信設備等の整備

## 整備箇所1（複数箇所ある場合は 整備箇所2…と適宜追加すること）

## (1) 整備の概要

## ① 整備の種類

〇〇中継局における予備電源設備の整備

## ② 対象設備の所有者(自己所有のみ)

株式会社〇〇放送

## ③ 整備の場所

〇〇中継局の局舎内(〇〇県〇〇市〇〇)

## ④ 整備の内容

蓄電池装置(スペック記載)の新規整備

※ 予備送信所の場合は、送信諸元(上位局、空中線電力、実行輻射電力、空中線利得、送信高(海拔)等)、共建の状況、放送区域内世帯数、市町村名等を記載。

## ⑤ 整備の理由

現在、〇〇中継局には予備電源設備が未整備であり、商用電源からの電力供給が止まった場合は停波に至る。そこで、災害時等において商用電源の供給が止まった場合でも蓄電池装置からの電力供給により〇〇時間程度放送を継続できるようにするため。

## ⑥ 所要額

○, ○〇〇千円

(2) 整備スケジュール

平成〇年〇月 無線局変更許可申請

平成〇年〇月 無線局変更許可

平成〇年〇月 工事着工

平成〇年〇月 工事完了

平成〇年3月 事業完了

※事業の適用可否の判断の対象となるので、可能な限り詳細に記載。

## 2. 補完送信所等の整備

整備箇所1(複数箇所ある場合は 想定箇所2…と適宜追加すること)

(1) 被災想定設備概要

① 被災が想定される送信所名

〇〇県〇〇市〇〇 〇〇送信所

② 送信所の所有者(自己所有のみ)

株式会社〇〇及び株式会社△△(共建)

③ 被災により想定される支障

ア 支障内容

〇〇地区の放送停止

イ 影響エリア内世帯数等

〇〇〇世帯(〇〇市、〇〇町の一部)

④ 被災が想定される理由

ア 公的資料(ハザードマップ等)

本送信所は、〇〇市が水防法第15条に基づき策定した「洪水ハザードマップ」の浸水想定区域  
内に立地している。

イ 想定される災害と規模及び被害(停波に至る理由を詳細に記載)

「洪水ハザードマップ」では、本送信所は〇〇川の氾濫により〇〇mの浸水が想定されている。

仮に〇mの洪水による浸水被害を受けた場合、送信アンテナ基部(〇m)及び局舎1階に設置して  
いる送信機(〇m)が水没てしまい、その結果、放送停止に至る。

ウ その他(上記以外に理由がある場合、又は補足事項がある場合はこちらへ記載)

⑤ 放送停止による影響エリアにおける他の情報伝達手段の有無(CFM、防災行政無線等)

無し。

(2) 整備の概要

① 整備の種類

災害対策としてのFM補完中継局の整備

② 整備場所

ア 整備場所

〇〇県〇〇市〇〇(〇〇山頂)

イ 整備場所選定理由

以下のハザードマップ等の対象外であり、自然災害による被害の可能性が低いため。

・水防法第15条に基づき〇〇市が作成した「洪水ハザードマップ」

・地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づき〇〇市が作成した「津波ハザードマップ」

・津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき〇〇県が設定した「津波浸水想定」

・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項及び第8条  
第1項に基づき〇〇県が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」

- ・○○市が策定した液状化マップ
  - ・国土地理院が公表している都市活断層図
- ③ 整備の内容
- ・送信諸元(上位局:○○送信所、空中線電力○kW、実行輻射電力○kW、空中線利得:○dB、送信高:海拔○m等)
  - ・放送区域内世帯数等:○○世帯(○○市、○○町の一部)
  - ・上位局からの中継回線設備(有線)も併せて整備
  - ・○○放送のアナログ鉄塔、局舎を利用
- ④ 所要額(事業費)
- , ○○○千円
- (3) 整備スケジュール
- 平成○年○月 無線局免許申請  
 平成○年○月 無線局免許  
 平成○年○月 工事着工  
 平成○年○月 工事完了  
 平成○年○月 事業完了
- ※事業の適用可否の判断の対象となるので、可能な限り詳細に記載。

### 3. 緊急地震速報設備等の整備

- (1) 整備の概要
- ① 整備の種類  
**緊急警報放送設備の整備**
  - ② 対象設備の所有者(自己所有のみ)  
**株式会社○○放送**
  - ③ 整備の場所  
**本社(○○県○○市○○)内**
  - ④ 整備の内容  
**本社に備えている放送施設(マスター設備)に緊急警報放送設備を新たに設置する。**
  - ⑤ 整備の理由  
**津波警報等を地域住民の方々に迅速かつ正確に伝達すべく、未導入である緊急警報放送設備を新たに整備するもの。**
  - ⑥ 所要額  
**○○, ○○○千円**
- (2) 整備スケジュール
- 平成○年○月 工事着工  
 平成○年○月 工事完了  
 平成○年○月 事業完了
- ※事業の適用可否の判断の対象となるので、可能な限り詳細に記載。

### 添付資料

- ア 契約予定内容に関する調査票 (資料3)
- イ 放送エリア図 (予備送信所の整備、送信所の移転、補完送信所の整備の場合)
- ウ その他計画書の内容を補足する資料 (ハザードマップ等想定される災害等を示す資料、ソフトウェアのII-5別表との対応表等)

## 見積書（記載例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇  
〇県〇〇市〇〇-2-34

株式会社〇〇 総務 大 部 印

- ◎見積書を作成した日付を必ず記入すること。見積り有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること。  
 ・代表印を押印し、代表者名を記載すること。  
 ・整備事業の実施主体が自らの場合は、専長印は不要。  
 ◎見積書は総合計を記載したのが必要。  
 ◎見積書は請求書のフォーマットを参考に作成すること。（この様式は請求書の総括表としても使用できる）  
 ◎下記の見積書の総括表は、請求書の総括表としても使用できる必要事項があれば適宜記入すること。

件名 平成〇〇年度地上基幹放送ネットワーク整備事業  
 事業名 株式会社〇〇地上基幹放送ネットワーク整備事業  
 見積額(全額) 0(消費税込み)  
 見積額(交付対象) 0(消費税別)  
 見積額(交付対象) 0(消費税込み)

【見積書 総括表】

項目番号	項目	全体(整備事業及び一体施工工事)			補助対象部品分		
		数量	単位	金額	箇考	数量	単位
1	施設・設備費						
1-1	施設・設備の資材費等						
1-2	洋服所						
1-2-1	局舎						
1-2-2	鉄塔						
1-2-3	外構・施設						
1-2-4	受電装置(電力引き込み送電線を含む)						
1-2-5	送電ケーブル						
1-2-6	送電機						
1-2-7	中継送信機						
1-2-8	伝送用引込み線及び端末装置を含む						
1-2-9	電源装置						
1-2-10	監視測定機・警報・測定装置						
1-3	子機搬送装置						
1-4	子機搬送回路設備						
1-5	子機搬送装置出送端						
1-6	緊急搬送装置						
1-7	緊急搬送装置						
1-8	その他事業を実施するために必要な経費						
1-9	施設・設備の設置に係る工事費						
1-10	洋服所						
1-11	局舎						
1-12	鉄塔						
1-13	外構・施設						
1-14	受電装置(電力引き込み送電線を含む)						
1-15	送電ケーブル						
1-16	送電機						
1-17	中継回線設備						
1-18	伝送用引込み線及び端末装置を含む						
1-19	電源装置						
1-20	監視測定機・警報・測定装置						
1-21	子機搬送装置						
1-22	子機搬送回路設備						
1-23	子機搬送装置出送端						
1-24	緊急搬送装置						
1-25	緊急搬送装置						
1-26	その他事業を実施するために必要な経費						
1-27	仕務施設(大臣が別に定める施設・設備の設置にかかる工事費)						
1-28	仕務施設(大臣が別に定める施設・設備の設置にかかる工事費)						
1-29	小計						
II	用地取得・道路費						
II-1	用地取得費(用地購入費)						
II-2	土地取得費						
II-3	付帯工事費						
II-4	小計						
III	企画・開発費						
III-1	ア ソフトウェア購入費						
III-2	イ ライセンス費						
III-3	ウ その他の事業を実施するために必要な経費						
III-4	小計(端数処理後)						
III-5	合計(端数処理後)						

項目番号	項目	補助対象部分			
		数量	単位	単価	金額
1	全体 装備事業及び一体施工事項				
1-1	通信回線設備				
1-2	送電所				
①	送電所				
②	送電塔				
③	外輸施設				
④	受電所				
⑤	受電塔				
⑥	送電用アンテナ				
⑦	スチーブンスタイルアンテナ				
⑧	ハムアンテナ				
⑨	受合用アンテナ				
⑩	分配用端子				
⑪	分配器				
⑫	給電端子				
⑬	空調装置				
⑭	中央取り扱え装置				
⑮	上下給電端子				
⑯	下管アーチ				
⑰	リンクアーチ				
⑱	ハーフアーチ				
⑲	…				
⑳	送電用機器				
㉑	信号機器				
㉒	電源機器				
㉓	受電機器				
㉔	電波交換機器				
㉕	電力分配器				
㉖	電力合路器				
㉗	電力分配器				
㉘	送配用中継				
㉙	…				
㉚	中継回線設備				
㉛	① 中継受信機器				
㉜	② 周波数交換装置				
㉝	③ 電力分配器				
㉞	④ 電力合路器				
㉟	⑤ 出力フィルター				
㉟	⑥ 濾波器中継				
㉟	…				
㉟	⑦ 伝送用回線（専用端子引き込み端末を含む）				
㉟	⑧ 1 回線専用端子				
㉟	⑨ 2 伝送用回線（光ファイバー、同軸ケーブル）				
㉟	⑩ 3 回線専用端子				
㉟	…				
㉟	⑪ 送電用ラジオ				
㉟	⑫ 送電用端子				
㉟	⑬ 安定化端子				
㉟	⑭ 高周波送受信器				
㉟	⑮ 無線端子				
㉟	⑯ 施設端子				
㉟	⑰ 非常制御端子				
㉟	⑱ 電源端子				
㉟	⑲ 送電端子				
㉟	⑳ 供出端子				
㉟	…				
㉟	㉑ 測定端子				
㉟	…				
㉟	㉒ 送電・整電の段階に見る工事費				
㉟	㉓ 送電所				
㉟	㉔ 局舎				
㉟	…				
㉟	㉕ 勘察				

③	外構施設	0
④	受電設備	0
⑤	受電設備（電力引き込みが送電網を含む）	0
⑥	1 受電柱	0
	2 高圧受電設備	0
	3 低壓側	0
	4 防雷装置	0
	5 分電盤	0
	6 多重盤	0
	7 断路器盤	0
⑦	送電機器	0
⑧	送電機器アンテナ	0
⑨	1 スーパータンク、スタイルアンテナ	0
	2 フリーフィーナ	0
	3 ハンテンテナ	0
	4 整合回路	0
	5 分配回路	0
	6 給電線	0
	7 送電接続	0
	8 室中放り替え装置	0
	9 上・下給電装置	0
	10 リンクアンテナ	0
	11 ハラボラアンテナ	0
⑩	送電機器	0
⑪	1 信号生成装置	0
	2 变频器	0
	3 变压器	0
	4 周波数変換装置	0
	5 電力増幅装置	0
	6 電力合成装置	0
	7 出力フィルター	0
	8 放射空中線	0
⑫	中継回線機器	0
⑬	中継回線機器	0
⑭	1 中継送受信装置	0
	2 周波数変換装置	0
	3 電力増幅装置	0
	4 電力合成装置	0
	5 出力フィルター	0
	6 放射空中線	0
⑮	伝送用機器（電力引き込み機及び端末接続を含む）	0
⑯	1 回送終端器	0
	2 伝送経路監視（光ファイバー、同軸ケーブル）	0
	3 回線交換装置	0
	4 电力会員装置	0
	5 出力フィルター	0
	6 保安装置	0
⑰	伝送用機器（電力引き込み機及び端末接続を含む）	0
⑱	1 回送終端器	0
	2 伝送経路監視（光ファイバー、同軸ケーブル）	0
	3 回線交換装置	0
	4 ルーター	0
	5 ラジオシグナル	0
	6 保安装置	0
⑲	電源装置	0
⑳	1 高圧電力トランシスタ	0
	2 整流電源装置	0
	3 安定化電源装置	0
	4 高周波インバータ	0
	5 無停電電源装置	0
	6 蓄電池	0
	7 非常用電源装置	0
	8 電源切り替え盤	0
	9 然料タンク	0
㉑	電力監視装置	0
㉒	1 システム監視制御装置	0
	2 システム警報装置	0
	3 アーム式警報装置	0
	4 遠隔監視装置	0
	5 室内監査・検査装置	0
	6 放送播報モニター	0
	7 電力監視計	0
	8 測定装置	0
㉓	小計（機器整理後）	0
㉔	小計（機器整理後）	0
㉕	合計	0

## 【契約予定内容に関する調査票】(記載例)

## 資料3

(1) 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	平成〇年度「〇〇放送」地上基幹放送ネットワーク整備事業	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	平成〇年度「〇〇放送」地上基幹放送ネットワーク整備事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	指名競争入札	3	15,678,900
合計					583,569,023

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注2 「見積社数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った社数を記入。

注3 「見積額（円）」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合に限りできるものである。

(2) 前記(1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	平成〇年度「〇〇放送」地上基幹放送ネットワーク整備事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	平成〇年度「〇〇放送」地上基幹放送ネットワーク整備事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠	随意契約の理由
2	平成〇年度「〇〇放送」地上基幹放送ネットワーク整備事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第〇号	※具体的な理由を記載して下さい。

注1 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

注2 地方公共団体が事業主体の事業であって、随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠とした法令及び条項をあわせて記入すること。

平成 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入						
		旧債主コード						
口座名義	フリガナ							
	氏名							
住 所	郵便番号							
	フリガナ							
	漢字							
銀行等名称	銀行				出張所			
	金庫							
	農協							
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座） ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金							
	銀行番号		支店番号		口座番号			
所 属	職 員	局 課（室）						
	委員等							
	法 人							

※太枠内を記入ください。

## 免許等申請確約書

平成 年 月 日

○○市（町村）  
○○法人○○ 殿

○○放送株式会社  
代表取締役 ××××

印

貴市（町村・法人名）が行う、放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）（以下「本事業」という。）について、総務大臣から放送ネットワーク整備支援事業費補助金の交付決定が得られた際には、当社として速やかに総務省に対し、本事業により整備する施設・設備に係る基幹放送局の無線局免許（電気通信設備の変更許可等）申請を行うことを確約します。

## ※考え方

基幹放送事業者等が「自らの整備では出来ない」としている施設・設備について交付申請が行われるものであることから、当該交付申請が行われる時点で、基幹放送事業者等による免許等申請が行われる実態は想定されない。すなわち、免許等申請は、交付決定が行われた後の行為となる。

しかしながら、補助事業は当該基幹放送事業者等の放送が行われることを目的として施設・設備整備を行うものであり、交付申請に当たっては、あらかじめ当該基幹放送事業者等による「確かに施設・設備を運用する」ことが確約されていることが必要である。

基幹放送事業者等が自ら補助事業を行う場合は必要ない。

### III 交付決定

#### 1 交付先の決定方法

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- ・ 交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していること
- ・ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること
- ・ 技術上・制度上実現可能なものであること
- ・ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

#### 2 追加資料の提出等

交付決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

#### 3 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を、総合通信局等を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

#### 4 交付手続き

##### （1）交付決定通知書の送付（交付要綱第7条（交付決定の通知））

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第2号により交付決定通知書を送付する。

##### （2）補助事業の対象経費（交付要綱第4条（補助対象経費）、別表）

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。（補助対象経費については、II. 5（P5～11）を参照のこと。）

##### （3）補助事業内容の変更（交付要綱第9条（変更等の承認））

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第4号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあってはその限りではない。

##### （4）補助金の支払い（交付要綱第14条（支払））

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第9号により実績報告書の提出を受け、交付要綱様式第10号により交付額を確定した後、交付要綱様式第11号により精算払いにより支払う。

#### 5 事業の実施

##### （1）取得財産の取扱（交付要綱第20条（財産の処分による収入の納付等））

取得財産等については、取得財産等管理台帳によって管理すること。また、補助金事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとす

るときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

**(2) 取得の処分による収入の納付（交付要綱第22条（収益納付））**

取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

**6 報告**

**(1) 状況報告（交付要綱第11条（状況報告））**

交付先においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求めことがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第8号の様式により総務省に報告を行うものとする。

**(2) 実績報告（交付要綱第12条（実績報告））**

交付先は、補助事業が完了したときは、すみやかに交付要綱様式第9号により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

## IV 交付決定後について

### 1 契約について

- (1) 補助事業者が補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。
- (2) 補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。
- (3) 契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条又は第167条の2の各号に掲げる場合のみとすること。
- (4) 第三セクター、基幹放送事業者等、一般社団法人等が補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に倣って、原則として一般競争入札により実施することが求められる。ただし、一般競争入札に付することが想定しにくいケースもあることから、その場合は、複数社から見積書の提出を求めるなど、競争原理の中で選定すること。  
なお、実施主体を問わず、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。

## 2 計画変更等について

### (変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弹力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に關係なき事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

### (事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

### (交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

### (1) 計画変更承認が必要な内容

① 経費区分の20%を超える額の増減

事業内容の変更により事業費が増減するもの。入札（企画競争による随意契約を含む）のみによる減額は当てはまらない。

## ② 事業内容を変更するとき

当初の交付決定の目的を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

(計画変更承認が必要な場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

- ・ 事業目的の一部が変更となる場合
- ・ 施設・設備の設置場所が大きく変更となる場合
- ・ 申請書（別紙含む）記載事項が変更となる場合（例として、工事概要書記載の敷地面積や海拔高、鉄塔高が変わる場合）
- ・ 補完送信所等について、放送エリア変更に伴いエリア内世帯数が変更する場合（事業目的の変更に該当） 等

なお、総務省は、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認する。

## (2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・ 変更理由書
- ・ 申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・ 見積書については申請時と変更後の相違表
- ・ 申請時と変更後の図面

(軽微な変更と認められる場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば、事業目的の変更を伴わず、経費区分の額の増減が20%以下の場合であって、能率的な事業の目的達成に資する変更等が考えられる。

## (3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

## (4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、余裕を持って総務省に相談することとし、完了日の1・5ヶ月程度前には事故報告書を提出すること。なお、補助事業の完了日とは、工事の検査を完了した日を指す。

## (5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には適正化法第10条により取り消しがある。

### 3 差金回収について

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

#### (1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第11条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

なお、間接補助を行う場合にあっては、補助事業者は間接補助事業者に対して同様の手続きを取ること。

#### (2) 採択案件の交付決定額の変更

##### ① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

##### ② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

## V 実績報告事務マニュアル

### 1 実績報告書の作成について

#### (1) はじめに

実績報告書（以下「報告書」という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

#### (2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「平成〇年度地上基幹放送ネットワーク整備事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（表札等で適宜表示可能）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実に反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

#### □報告書の作成のポイント

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

　交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり補助事業が完了しているか。（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。）

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か。（V. 2 別紙1参照）

エ 添付図面は事実を的確に示しているか。

オ 写真では、図面と整備した機器が一致しているか。（V. 2 別紙2参照）

#### (3) 提出書類（V. 2 別紙3参照）

報告書は次の順に編さんすること。

ア 報告書（交付要綱様式第9号）

イ 積算書（資料6）

ウ 差異表（資料7）

エ 工事請負契約等に係る総括表（資料8）

オ 添付図面

カ II. 5 別紙との対応表（ソフトウェアを調達した場合。）

キ 口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ。資料4）

ク 調達を行った場合は、その事業者（以下、単に業者）との契約書、着工届及び竣工届に類する書類の写し

ケ 業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）

コ 検査調書及びそれに類する書類の写し

サ 添付写真（資料9）

シ 耐震性確保に係る証明書（資料10）

ス 実績報告審査表（資料11）

注1 報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

注2 補助事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合

や既存設備を活用する場合も同様。

※この他、必要に応じてアヘシを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。また、審査に当たり、総務省から必要資料の提出を求めることがある。

#### （4）提出方法

補助事業が完了した日<sup>1</sup>から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに管轄の総合通信局等へ「（3）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（但し、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）

#### （5－1）積算書及び差異表の作成について

- ① 積算書は、工事業者・機器メーカー作成の請求書（又は領収書）を基に、総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業主体が自ら作成すること。
- ② 積算書は、資料6の積算書記載例を参考に作成し提出すること。
- ③ 差異表は、資料7の差異表記載例を参考に作成し提出すること。記載する金額は交付申請時（変更承認を受けた場合は変更承認時）の「補助対象額」と実績時の「補助対象額」を記載すること。

#### （5－2）積算書及び差異表作成時の留意点

- ① 積算書に関する留意点は本マニュアルⅡ7（4）「見積書の作成について」に準ずる。
- ② 差異表に関しては、交付申請時の見積書（変更等の承認を届け出た場合は、変更承認申請時の見積書）と積算書の内容の差異が確認できるよう、「備考（差異理由）」欄に差異の生じた具体的理由を記入すること。差異の理由については、差異が発生した経緯を含めて第三者が確認しても理解できる説明とすること。
- ③ 申請時に申請の無かった項目が実績報告時に追加となっている場合、その物品や工事等がなぜ申請時に申請されなかったのか、なぜ実績時に追加する必要があるのかについて、差異理由で十分な説明を記載すること。
- ④ 施工業者等の請求について、特に労務費等、流動要素の高いものについては実績と解離がないか精査を行うこと。

#### （6）添付図面について

- ① 添付図面は、補助金で整備した施設・設備の内容を把握できるものとすること。
- ② 申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、添付図面の中に示すこと。
- ③ 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象部分とそうでない部分を色分けすること。他事業者と共に建設の場合は、本補助金によって整備した部分が容易にわかるようにすること。
- ④ 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（線路図等（寸法も記載のこと）、放送機器系統図、放送エリア図（コンタ図）で構成すること。
- ⑤ 添付図面に記載された機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、写真等との整合性（機器名称の統一等）がとれていること。

#### （7）耐震性が確保できていることが確認できる資料について

##### ① 考え方

補助対象設備について、放送法関係法令において耐震対策として定める措置を満たすよう設置すること。その際、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）」、「各種合成構造設計指針・同解説（一般社団法人日本建築学会編集）」も含めて、設備機器等の設置に当たって活用可能な耐震設計指針等を用いて、所定の計算方法に基づく耐震設計計算の実施等により、

<sup>1</sup> 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（補助対象工事の竣工時＝補助事業者が工事の検査を完了した日。）。

耐震性の確保が客観的に証明できるものであること（計算結果については、免許の有効期間中ににおいて放送事業者にて保管しておくこと。）。

② 様式等

放送法関係法令等において耐震対策として定める措置を満たしている旨の証書（資料10）を工事業者から提出させ、実績報告書に添付すること。

**(8) 実績報告書提出後の事務手続き**

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「平成〇年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金の額の確定通知書」（交付要綱第10号）が送付された際には、速やかに「平成〇年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金精算（概算）払請求書」（交付要綱様式第11号）を提出すること。

## 2 経理等について

### (1) 補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受けた補助事業者は、交付要綱第14条第2項に定める「平成〇年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金精算（概算）払請求書」（様式第11号）を、総合通信局等を通じて提出すること。

総務省では、提出された書類を確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

### (2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第16条の規定により「平成〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第12号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることがある。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。なお、放送事業者が事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

### (3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

### (4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（V-2一別紙4参照）。

また、各物品には、必ず「平成〇年度地上基幹放送ネットワーク整備事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できること。

### (5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談をすること。（詳細については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について等を参照。）

## 請求書（領収書）の審査について

### 1 はじめに

交付要綱の様式第9号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、II 7の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

### 2 請求書（領収書）の内容について

#### (1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

- ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとすること。
- イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。それをもとに、補助事業と他事業の費用按分等が分かる積算書（資料6）、交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かる表（資料7）、工事請負契約等に係る総括表（資料8）を作成するものとする。
- ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

#### (2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査のこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

- ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、資料7の差異表に理由を記入すること。

イ 積算内容が適正か。

- ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
- ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。  
→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。  
→管理費等の諸経費の割合が異常に高くなないか。  
→○○一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

請求書の金額を交付要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記入する。

② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名、印も必要）
- ・日付（請求日は事業者が実績報告を提出する日以前となっていること。）
- ・工事名（「平成〇年度地上基幹放送ネットワーク整備事業」の表記があること。）

③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。

② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出し、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

### 添付写真について

#### 1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、補助事業者は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

#### 2 写真作成の注意点

##### (1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

##### (2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。

なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、シートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲むこと。

##### (3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

#### 3 撮影方法

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影してください。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助金で整備した機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。

#### 4 その他

撮影機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、図面等の資料との整合性がとれていること。

**「放送ネットワーク整備支援事業  
(地上基幹放送ネットワーク整備事業)」実績報告書類一覧表**

以下の書類を管轄する総合通信局等に持参または郵送により、提出してください。

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
報告書 (様式第9号)	交付要綱 参照	・押印した申請書 の原本を提出 ・A4版片面印刷	○○01 報告	MS-Word	
積算書	資料6	・押印した表の原 本を提出 ・片面印刷	○○02 支出総括	MS-Excel	
差異表	資料7		○○03 支出差異	MS-Excel	
工事請負契約に係る総 括表	資料8		○○04 契約総括	MS-Excel	
添付図面	様式適宜		○○05 図面	MS-Power Point、 Adobe PDF等	
II. 5 別紙との対応 表(ソフトウェア関係)	様式適宜		○○06 ソフト	MS-Word 、 MS-Excel等	
口座設置届	資料4	・押印した届出書 の原本を提出 ・A4版片面印刷	○○07 口座	MS-Word	・交付決定時と変更がある場合の み。
業者との契約書の写し	様式適宜		○○08 契約書	Adobe PDF等	
業者からの請求書又は 領収書の写し	様式適宜		○○09 請求領収	Adobe PDF等	・V. 2 別紙1参照
検査調査及びそれに類 する書類の写し	様式適宜		○○10 検査	Adobe PDF等	
添付写真	資料9		○○11 写真	MS-Excel、Adobe PDF等	・V. 2 別紙2参照
耐震性確保に係る証明 書	資料10		○○12 耐震性	MS-Word等	
実績報告審査表	資料11		○○13 実績報告 審査表	MS-Excel等	
参考資料					

※1 すべてA4版で提出すること。ただし、図表等でA4版ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限りA3版で提出すること。

※2 ファイル名の○○の部分は【申請主体名】とする。申請主体名は略称可。また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。例：総務市10報告.doc

同じ種類の書類のファイルが複数分かれる場合は、末尾に連番の数字を付けること 例：総務市070図面01.pdf、総務市070  
図面02.pdf、総務市070図面03.pdf、…

※3 フォーマット形式はWindows OSに対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

## 取得財産管理台帳（平成 年度）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考

積算書(記載例)

①金利は年利(年間)、複利(計算したるもの)との割合がかかる  
②元本の返済額のものが必要

（一時清算料は、一日だけを出で入れること。）  
（定期預金者、合意する事。）  
（地上上の権利の移動、代金を支払う事。）  
（地上上の権利の移動、代金を支払う事。）

女工の職業選択と就業実態

## 差異表(記載例)

件名: 平成〇〇年度地上基幹放送ネットワーク整備事業  
地域: 〇〇県〇〇市  
実績額: 〇〇〇〇(消費税込別途)  
〇〇〇〇(消費税込△分)

【差異表・経済活用】

項目番号	項目	申請時(補助対象経費)			備考(差異理由)
		数量	単位	金額	
1	施設・設備費			23,000,000	
1-1	施設・設備の資材費等			16,000,000	
1-2	送信所			8,000,000	
1-3	(1) 机舎				
1-4	(2) 鉄塔				
1-5	(3) 外構施設				
1-6	(4) 受電設備・電力引き込み送電線を含む)				
1-7	(5) 送電アンテナ				
1-8	(6) 送電基盤				
1-9	(7) 中継回線設備				
1-10	(8) 伝送用導波線(専用引き込み線及び端末接続を含む)				
1-11	(9) 電源設備				
1-12	(10) 監視制御・警報・測定装置				
イ	子備送信設備				
ウ	子備中継回線設備				
エ	子備新規出波設備				
オ	緊急地帯送信設備				
キ	緊急警報放送設備				
ク	その他の事業者施設するため必要な経費				
ケ	施設・設備の設置に係る工事費				
2	ア				
2-1	局舎			7,000,000	
2-2	鉄塔			2,000,000	
2-3	外構施設				
2-4	受電設備・電力引き込み送電線を含む)				
2-5	送電アンテナ				
2-6	送電基盤				
2-7	中継回線機				
2-8	伝送用導波線(専用引き込み線及び端末接続を含む)				
2-9	電源設備				
2-10	監視制御・警報・測定装置				
イ	子備送信設備				
ウ	子備中継回線設備				
エ	子備新規出波設備				
オ	緊急地帯送信設備				
キ	緊急警報放送設備				
ク	その他の事業者施設するため必要な経費				
ケ	付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置にかかる工事費				
3	ア				
3-1	付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置にかかる工事費				
3-2	小計			450,000	
3-3	小計(端数処理後)			23,450,000	
II	ア				
II-1	用地取得・道路費				
II-2	用地取得(用地購入費)				
II-3	土地免賦費				
II-4	道路整備費				
II-5	付帯工事費				
II-6	小計(端数処理後)			0	
III	ア				
III-1	企画・開発費			0	
III-2	ソフトウェア購入費				
III-3	ラセンス費				
III-4	その他の事業者施設するため必要な経費				
III-5	小計(端数処理後)			0	
III-6	合計(端数処理後)			23,450,000	
III-7	合計(端数処理後)			23,450,000	

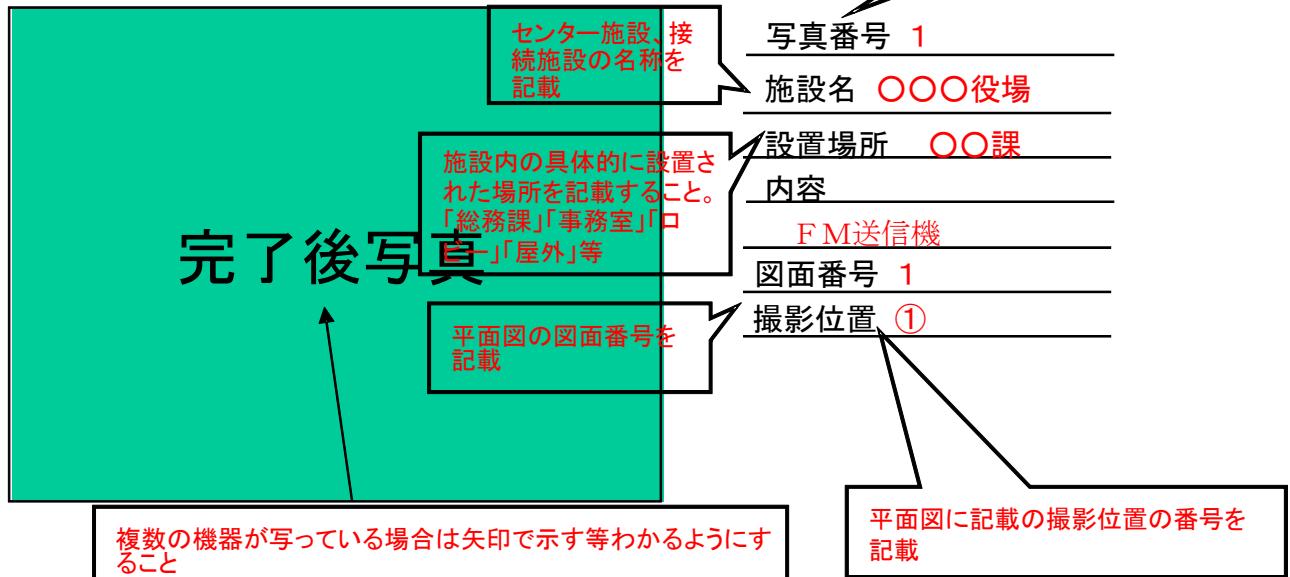
【差異表 内訳表】

項目番号	項目	申請時(補助対象経費)			数量	単位	金額	実績時(補助対象経費)	数量	単位	金額	備考(差異理由)
		数量	単位	金額								
1	施設・設備費	23,000,000		22,000,000								
	施設・設備の資材費等	16,000,000		16,000,000								
	ア 送信所	8,000,000		8,000,000								
	⑤ 送受信アンテナ	5,000,000	台	5,000,000	1	台	5,000,000	5,000,000				
	ハブアンテナ	500,000	面	500,000	3	面	500,000	1,500,000				
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	(7) 中継回線設備	3,000,000		3,000,000								
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	イ 予備電源設備	3,000,000		3,000,000								
	送受信機	2,000,000	台	2,000,000	1	台	2,000,000	2,000,000				
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	ウ 予備電源設備	5,000,000		5,000,000								
	施設・設備の設置に係る工事費	0		0								
2	ア 送信所	1,000,000		1,000,000								
	⑤ 送受信アンテナ	1,000,000		1,000,000								
	ハブアンテナ	0		0								
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	(7) 中継回線設備	1,000,000		1,000,000								
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
	3 フ 予備電源設備	5,000,000		5,000,000								
	備品費	450,000		450,000								
	一般管理費	450,000		450,000								
	小計	23,000,000		23,000,000								
	合計(調査処理後)	23,450,000		23,450,000								
	合計(調査処理後)	23,450,000		23,450,000								

表括縦に係る負契請工事

＜平成〇年度 地上基幹放送ネットワーク整備事業＞

## (写真イメージ)



写真番号 2

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容

FM送信機

図面番号 2

撮影位置 ②



写真番号

施設名

設置場所

内容

図面番号

撮影位置

平成 年 月 日

耐震性確保に係る証明書

○○放送株式会社  
代表取締役 △△△△ 殿

○○工事株式会社  
□□□□ 印

契約名「平成〇年度「○○放送」放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」において、整備した施設・設備については、放送法関係法令等において耐震対策として定める措置を満たしていることを証明します。

なお、施設・設備は震度〇に耐えうるよう設計・施工をしているものです。

措置に当たっては、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）」、「各種合成構造設計指針・同解説（一般社団法人日本建築学会編集）」も含めて、設備機器等の設置に当たって活用可能な耐震設計指針等を用いて、所定の計算方法に基づく耐震設計計算の実施等により、耐震性の確保が客観的に証明できるものであること。

放送ネットワーク整備支援事業(地上基幹放送ネットワーク整備事業) 実績報告審査表(補助事業者チェック用)			
		補助事業者名:	
番 号	審査事項	適 否	適否の補足 ※どう確認したかを簡潔に記載(確認に使用した資料、確認方法などを明記)
1	交付申請(もしくは変更承認)と実績報告の事業目的・内容は同一か?	適・否	
2	補助事業で整備した設備等は正常に稼働しているか? (常時使用状態にあるか?倉庫等に保管されていないか?)	適・否	
3	補助事業完了時の確認方法について、適切に行なったか? (時期、実施者、確認方法等できるだけ詳細に補足欄に記載すること。)	適・否	
4	会計帳簿及び証拠書類等は、整理保管されているか?	適・否	
5	補助金交付申請書等補助事業に関する書類は、整理保管されているか?	適・否	
6	取得財産台帳を作成したか?(V_2-別紙4参照) 実績報告時に完成していない場合、「否」に○付けし、「適否の補足」欄に「実績報告時には未完成だが〇年〇月〇日に完成予定」と記入すること。	適・否	
7	契約について (1:入札(一般競争入札) 2:入札(指名競争入札) 3:(随意契約))  入札の場合の金額の比較 (複数契約がある場合、契約毎に記載。混在の場合も契約毎に記載。)  交付申請時: 円←→入札額 円  施工業者名: 工事内容:  随意契約の場合 その理由及び施工業者名 (契約の性質、目的が競争を許さない場合など理由を具体的に)	1・2・ 3・混在	
8	請求書(もしくは領収書)の合計は総事業費と一致するか? (資料8を作成すること。 一致しない場合、理由が積算書総括表(資料6)備考等に記載されているか?)	適・否	
9	交付決定日前に工事契約等工事に着手していないか? (請求書等に記載されている契約年月日、工事写真の年月日を確認)	適・否	
10	補助事業の経理は、補助事業以外の経理と明確に区分されているか?	適・否	
11	工事費、諸経費(一般管理費等)、雑材料等の積算については、明確な根拠に基づいているか? また、その根拠について積算書総括表の備考等に記載されているか?(基準名は特定できるよう正確に記載してください。)	適・否	
12	交付申請時の見積書内訳と実績報告時の請求書内訳との差異表(資料7)は作成したか?	適・否	
13	差異表を作成後、内訳内容が異なる場合は各項目毎にその理由を記載したか?	適・否	
14	積算書、差異表の内訳表の単位の項目は〇〇一式となっていないか?なっている場合は、内訳を記入したか?	適・否	
15	交付決定金額と実績報告金額の差異が生じた場合、その理由を記載したか?	適・否	
16	補助対象外となる設備等は入っていないか?	適・否	
17	その他、過剰とみられる設備等は入っていないか?	適・否	
18	図面全体を通して、補助対象と対象外が色分け等で区分されているか?	適・否	
19	主要施設が図面に記されているか?	適・否	
20	検査調書について、検査日は施工者の工事完了日(補助事業者による検査前の単に施工が完了した日)以後となっているか?	適・否	
21	最後に各々の資料の記載事項に矛盾する点、誤記等がないかを再確認いただき、提出してください。	適・否	

## Q & A

### 【応募額が予算額を上回った場合】

問1 応募額が予算額を上回った場合、採択はどのように行うのか。

(答)

まず、交付要綱第3条（定義）並びに第4条（補助対象経費）に照らし補助対象と認められない設備分を控除する審査をした上で、補助対象となり得る設備が予算額を上回ることになった場合は、比較審査を経て、より補助目的に合致するものから順に採択することになるとを考えている。

### 【他の基幹放送事業者による整備】

問2 自らが放送するのではなく他の基幹放送事業者の放送の用に供するために基幹放送事業者が整備する場合は補助対象となるか。

(答)

自治体が整備して基幹放送事業者の放送の用に供するケースと同様に、基幹放送事業者等が整備して他の基幹放送事業者の放送の用に供するケースも補助対象とする。ただし、無線局免許申請手数料が補助対象とならない等の要件があるので、留意されたい。

### 【ギャップフライ】

問3 受信障害対策中継放送に係る施設・設備は補助対象となるのか。

(答)

受信障害対策中継放送に係る施設・設備については、補助対象とはしない。

### 【既存設備の更新】

問4 既存の施設・設備の更新は補助対象になるのか。

(答)

既存の施設・設備の更新は補助対象とはしない。

### 【三重化】

問5 予備送信設備等を設置し「二重化」を行っているが、「三重化」は補助対象となるのか。

(答)

送信機を現用予備の二重化構成としているがさらに予備送信機を整備する、中継回線設備を既に2ルート化しているが、3ルート化とする、予備電源設備を既に整備しているが予備の予備としてさらに1台整備する等、既存の予備送信設備等と同様な目的・効果の設備をさらに整備して「三重化」するケースは、原則として補助対象とはしない。ただし、送信機を現用予備の二重化構成としている送信所について、当該送信所そのものの機能不全への対応として別な場所に送信所を整備する等、整備の目的・効果が既存の予備放送設備と異なる場合は、補助対象とする。

### 【可搬型の設備】

問6 可搬型送信機、可搬型予備電源等は補助対象となるのか。

(答)

本補助金が公共事業費である趣旨に鑑み、可搬型の設備については補助対象とはせず、据付型の設備のみを補助対象とする。

### 【予備送信設備の設備対象】

問7 予備送信設備の整備については、具体的に何が補助対象となるのか。

(答)

放送局の送信設備について、予備送信所を新たに整備する場合、既存の予備送信所のカバーエリアを拡大する場合、送信所において予備送信機を新たに整備する場合のみを対象とする。

#### 【情報カメラ】

問8 送信所に災害対策を目的とした情報カメラを設置したいが、補助対象となるのか。

(答)

情報カメラは補助対象とはならない。

#### 【予備送信所等の整備に伴う中継回線設備】

問9 予備送信所の整備、送信所の移転、補完送信所の整備に伴い必要となる中継回線設備は補助対象となるのか。

(答)

要件に合致する予備送信所の整備、送信所の移転、補完送信所の整備に伴い必要となる直近上位の中継回線設備は、固定マイクロ、有線伝送に関わらず、補助対象とする。ただし、例えば当該中継回線設備が他の中継局への中継回線としても用いられる場合には、役割の応分による整備費用を補助対象とすることが必要である。なお、申請書別紙等の施設の設置場所には予備送信所等の設置場所に加えて、中継回線設備の設置場所を記載すること。また、施設・設備の内容を把握できる図面も合わせて提出すること。

#### 【予備送信所のエリア拡大】

問10 予備送信所のカバーエリアの拡大は補助対象となるのか。

(答)

予備送信所のカバーエリアを拡大するための送信機の整備等は補助対象とする。

#### 【燃料タンクの整備】

問11 燃料タンクの増設は補助対象となるのか。

(答)

予備電源設備の電力供給時間を長時間化するための燃料タンクの増設は補助対象とする。

#### 【既設の非常用発電機の移設】

問12 津波等水害への対応として、既設の自家発電機・燃料タンクを地上等安全な場所に移設する費用は補助対象となるのか。

(答)

移設のみの場合は補助対象とはしない。

#### 【給電線の二ルート化】

問13 予備電源設備の整備として、商用電源の供給停止に備えるための給電線の二系統化は補助対象となるのか。

(答)

予備電源設備の整備とは言えないため、原則補助対象とはしない。ただし、予備送信所の整備、送信所の移転、補完送信所の整備の一部として実施する場合は補助対象とする。

#### 【本社における予備電源設備】

問14 本社における予備電源設備の整備（燃料タンクの増設等）は補助対象となるのか。

(答)

本社における予備電源設備については、原則として補助対象とはしない。ただし、番組送出設備又は

中継回線設備専用の予備電源設備であると認められる場合に限り、補助対象とする。

#### 【光ファイバの使用】

問 15 予備中継回線設備等を整備する際、同軸ケーブルではなく光ファイバケーブルを使用することは可能か。

(答)

容量の関係で同軸ケーブルでは伝送不能、光ファイバの方が耐災害性として有効、光ファイバケーブルの方がコスト的に低廉等の合理的理由がある場合に限り補助対象とする。ただし、必要最低限の仕様とする。

#### 【中継回線設備のレンタル】

問 16 予備中継回線設備で、伝送線路設備（光ファイバー等）を自社で設置せず、レンタルの場合は当初の加入金、工事費は補助対象となるか。

(答)

対象外とする。

#### 【監視装置、制御装置システムの二重化】

問 17 災害対策を強化するため中継局等の監視装置、制御装置のみを新たに整備することは可能か。

(答)

監視装置、制御装置のみを新たに整備する場合は補助対象としない。ただし、予備送信所や予備中継回線設備の一部として一体的に整備する場合は補助対象とする。

#### 【素材伝送用 S NG回線】

問 18 TSではなく、番組素材を伝送するためのS NG回線は予備中継回線設備として補助対象となるか。

(答)

TSではない番組素材の伝送設備は中継回線設備と言えないので、補助対象とはならない。

#### 【緊急地震速報の高速化等】

問 19 緊急地震速報の高速化するための設備整備は対象となるのか、また、音を変えるための設備整備は対象となるのか。

(答)

緊急地震速報を高速化するための設備整備は補助対象とする。緊急地震速報の音を変えるための設備整備は対象としない。

#### 【撤去費】

問 20 「撤去費」はどのようなものが補助対象となるのか。

(答)

撤去費については、既存設備を撤去しなければ事業が実施できないと認められる場合に限り補助の対象とする。

##### 【例】

- ・ 予備送信機を新たに設置するための送信所局舎内の既存の壁・床等の撤去費用

なお、アナログ中継局の設備等を撤去する費用は、電波法第78条においてアナログ中継局の免許人に対し空中線等の撤去を義務づけられているため、補助対象とすることは適切ではない。

#### 【撤去する施設の所有者】

問 21 撤去する施設の所有者と補助事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認め

られるのか。

(答)

本来負担しなくても良い費用を負担しているとの疑義が残るため、原則認めない。

#### 【免許申請手数料等】

問 22 「無線局免許申請手数料」、「落成検査手数料」等、無線局免許の申請に関して国に納付される手数料は対象となるのか。

(答)

事業主体が補助事業の一環として必要とする各種申請費や申請書作成のための調査費用等について、補助事業の対象とする。その上で、基幹放送局の整備に係る「無線局免許申請手数料」、「落成検査手数料」の適用については下記のとおりである。

(1) 事業主体が当該基幹放送局の免許主体と異なる場合

基幹放送局免許申請に係る費用は、当該免許申請者に係る費用であるため、補助事業の対象には含まれない。落成検査手数料についても同様である。

(2) 事業主体が当該基幹放送局の免許主体となる場合

無線局免許申請手数料、落成検査手数料は、事業主体が免許人と一の者となるため、整備事業に着手する際に必要となる基幹放送局の免許申請について補助事業の対象とする。ただし、免許申請等に係る事業主体自身に発生する事務費・旅費等は補助事業の対象とはならない。

#### 【消費税】

問 23 総事業費に消費税を見込んでも良いのか。

(答)

事業主体が都道府県、市町村又は一般社団法人等の場合は対象として見込んで差し支えないが、基幹放送事業者等の場合は見込まないこと。

#### 【許認可等に係る事前相談】

問 24 基幹放送局の免許や無線設備の変更許可等が必要となる補助事業の場合、申請前に総合通信局等に相談することが必要か。

(答)

国の許認可等が必要となる補助事業については、周波数割当の可否等技術上の問題点を補助金申請前に把握し、解決することが必要であることから、事前に総合通信局等に相談すること。

#### 【共同建設における事前着工】

問 25 他の事業実施主体と共同建設を実施する関係で、交付決定より前に工事に着手することになるが、補助対象となるか。

(答)

いわゆる「事前着工」となり、補助対象とならない。補助対象となるのは、交付決定後に契約が行われ工事着工となった事業のみである。工事のスケジュールが交付決定に間に合わないことが想定される場合は、早めに総務省に相談されたい。

#### 【契約方式】

問 26 隨意契約は可能か。

(答)

事業主体に関わらず原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合でも、複数事業者から合い見積もりを取るなど、事業費を極力削減するよう努めること。

#### 【費用按分】

問 27 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

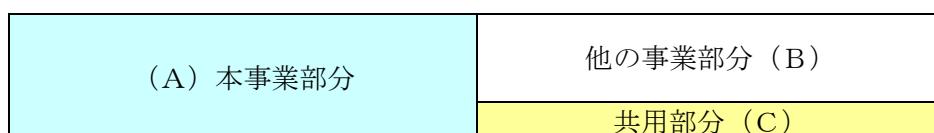
(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができますが、目的を異にする事業と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

※ 例えば、鉄塔やラック等も含め、本事業とは異なる事業と共有する場合は全て合理的な方法で按分すること。

【事例】 局舎施設を別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。



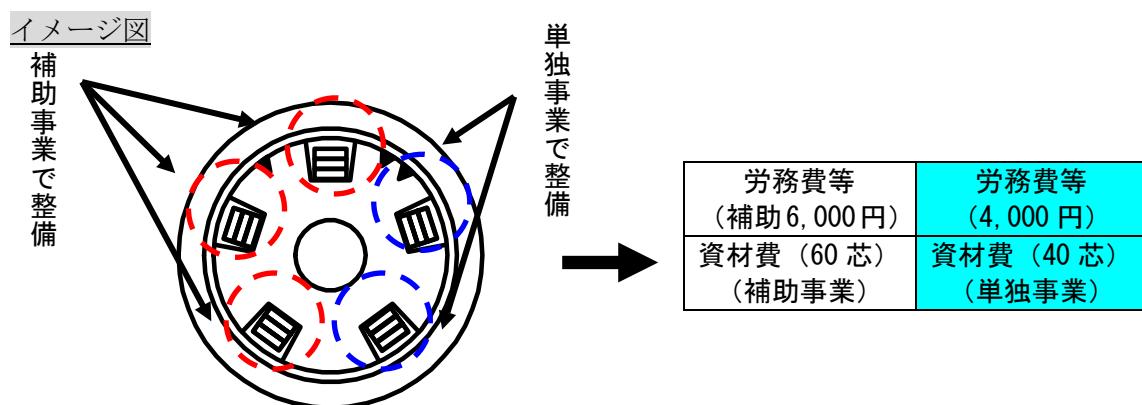
→ 本件補助事業の専有面積（A）と他事業の専有面積（B）により、建物工事の出来高を按分する。共有部分（C）については、（A）と（B）の面積の比率で按分する。

【光ファイバの費用按分】

問 28 光ファイバ敷設等に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。

(答)

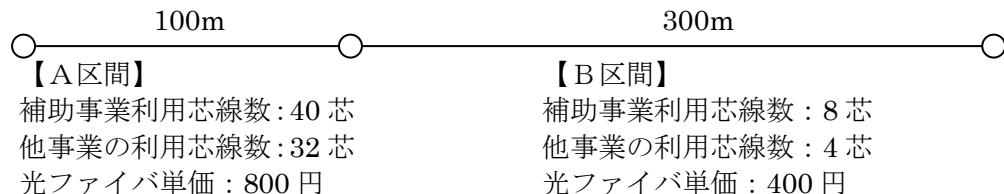
資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。



【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価 (/m) を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバ単価}$$



$$\bullet \text{A区間補助対象経費} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$$

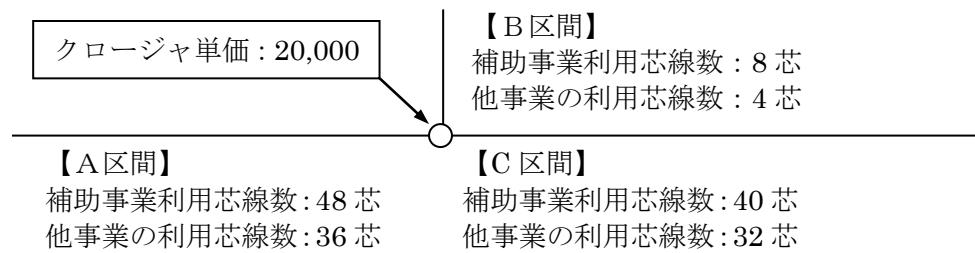
$$\bullet \text{B区間補助対象経費} = \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

#### 【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費（例えはクロージャ）については、補助事業の利用芯線数と他事業の利用芯線数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{部材単価 } (/m)$$



$$\bullet \text{クロージャ補助対象経費} = \frac{48 \text{ 芯}}{48 \text{ 芯} + 36 \text{ 芯}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

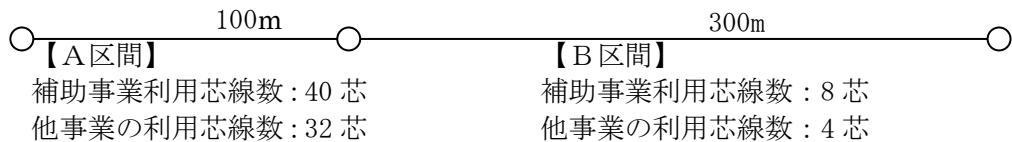
※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

#### 【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体経費を、①-(ア)で示した補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業利用芯線の距離換算値}}{\text{補助事業利用芯線の距離換算値} + \text{他事業の利用芯線の距離換算値}}$$

補助対象経費 = 光ファイバの敷設工事費等 × 按分比率



光ファイバ敷設工事費合計 : 1,000,000 円

$$\bullet \text{補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

●補助対象経費 = 1,000,000 円 × 0.639 = 639,000 円

### 【一体施工工事】

問 29 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（補助対象外部分）」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

(更問) 出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

### 【事故報告】

問 30 補助事業が交付申請時の予定期間に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに相談を行うこと。
- ② 事故繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。

- ③ 事故繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

#### 【財産処分】

問 31 取得価格が 50 万円未満のものであっても、廃棄又は取壊しを行う場合は財産処分の手続きが必要か。

(答)

補助事業者には、取得財産に対する善管注意義務（交付要綱第 19 条第 3 項）が課せられている。廃棄又は取壊しの財産処分の手続きを行い総務大臣の承認を得ることにより当該善管注意義務が消滅するので、取得価格が 50 万円未満の場合であっても、処分制限期間を経過していない取得財産の廃棄又は取壊しを行う場合は財産処分の手続きを行う必要がある。

#### 【他の補助金で整備した施設の流用】

問 32 本事業で整備した施設を他の補助事業に流用する場合、財産処分の手続きが必要か。

(答)

本事業は放送ネットワーク強じん化を目的とするものであり、他の目的で使用する場合は、目的外使用として財産処分の手続きが必要となる。なお、国庫納付の条件については交付要綱及び総務省会計課通知の財産処分承認基準第 3 等に示されている国庫納付免除規定に該当するとされる場合は国庫納付の条件を付さずに承認することとなる。

#### 【留意点】

問 33 交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

(答)

以下の点に留意願う。

##### (1) 小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする（次の（3）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

##### (2) 外貨建て取引経費の円換算

- ・ 海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者の規程等によるレートを使用すること（その際、レート換算の証拠書類を添付）。
- ・ 為替差益損については、経費の対象外とする。

##### (3) 自社、100%子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除

補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式（※）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式（自動落札方式）：定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式（競争契約の原則的選定方式）。

・補助事業者自身

・補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

・協議会等の構成員及びその100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

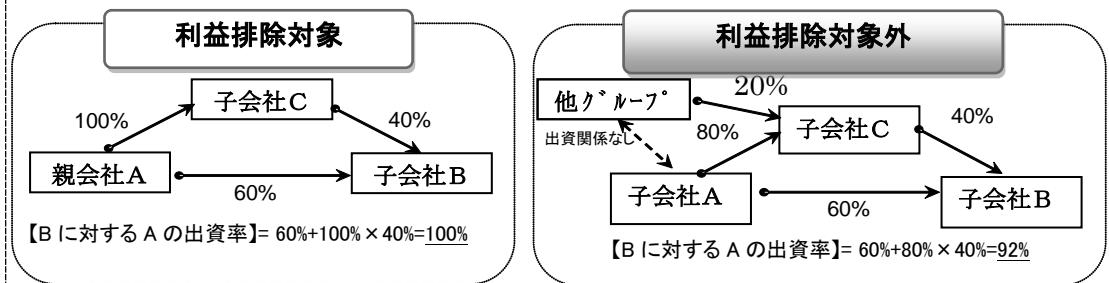
なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。

#### <利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。  
※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

#### <100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



#### ・事業期間中の変更について

事業期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。

#### ・発注経費の妥当性を証する書類

利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

### 【連携主体】

問 34 連携主体により補助事業の申請を行うことができるか。

(答)

都道府県若しくは市町村又は地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者が可能であり、それ以外の連携は認められない。また、連携している団体の費用の按分の資料を別途提出していただく必要がある。

### 【複数の設備等の整備】

問 35 複数の設備等の整備の申請を一つの事業として行うことは可能か。

(答)

可能である。

### 【耐震対策】

問 36 経済性を考慮し、補助事業実施前に整備してあったラック等に補助対象設備を追加で配備する場合に、当該ラック等に対して放送法関係法令等に定める耐震対策を講ずるための措置に係る経費を補助事業の対象とすることは可能か。

(答)

補助対象設備を配備することによって、放送法関係法令において耐震対策として定める措置が満たされなくなることが明らかな場合の耐震対策の措置は補助対象として差し支えない。

問 37 放送法関係法令等により耐震対策が求められていない設備について、耐震対策を講ずるための措置に係る経費を補助事業の対象とすることは可能か。

(答)

原則、放送法施行規則第107条1項及び2項に耐震対策として定める措置は補助対象として差し支えないが、それ以上の措置に係る経費は補助事業の対象とはできない。

問 38 放送法施行規則第107条の「通常想定される規模の地震」、「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備」、「大規模な地震」とは、それぞれ具体的にどのようなものか。

(答)

「通常想定される規模の地震」とは震度5弱程度の地震である。「大規模な地震」とは、平成7年の兵庫県南部地震のような大規模な地震である。(以上、放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号))

「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備」とは、「基幹放送に関する技術等に係る申請の手引き」の表2、4、5において「(4) 耐震対策③①、②に関する大規模地震対策」の欄に「○」が付されている施設である。

(例) FM補完中継局を含む超短波放送に係る放送設備にあっては「番組送出設備」、「親局へ送信する中継回線設備」及び「親局の送信設備」である。

「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」実施マニュアル

(問い合わせ先)  
総務省情報流通常行政局地上放送課

電話/FAX 03-5253-5949/03-5253-5794